

一般社団法人 日本溶接材料工業会 定款

平成25年6月20日 制定

令和元年8月1日 改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人 日本溶接材料工業会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、溶接材料に関する統計の整備及び技術や品質の向上と普及、環境課題への対応等に関する事業を行い、我が国溶接材料の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 事業の発展に関する調査研究
- (2) 品質並びに施工等技術に関する調査研究
- (3) 生産及び設備技術に関する調査研究
- (4) 溶接に関わる環境課題等に関する調査研究
- (5) 溶接材料に関する統計の作成及び内外資料の収集と提供
- (6) 機関誌の発行等広報活動の推進
- (7) 関係官庁の諮問に対する答申と建議
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人その他の団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人、法人その他の団体

(会員資格の取得)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の審査を経て総会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員は、総会において別に定めるところにより、会費、臨時会費等を納入しなければならない。

(退 会)

第 8 条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、除名決議を行う総会の1週間前までに、当該会員に弁明の機会を与えた上、理由を付して除名しなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格喪失)

第 10 条 前条のほか、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 法人又は団体が解散又は破産したとき。
- (2) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

(3) 第8条の規定による会員資格を失ったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利義務)

- 第11条** 会員が資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

- 第12条** 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第13条** 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 事業計画書及び収支予算の承認
 - (3) 事業報告及決算並びに貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散及び残余財産の処分
 - (6) 会員の除名
 - (7) その他総会で決議するものとして一般社団・財団法人法又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第14条** 総会は、定時総会及び臨時総会とする。
- 2 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。臨時総会は、必要ある場合に開催する。

(招集)

- 第15条** 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする、

(決 議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の過半数であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる議決をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録は、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 名が記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員及び員数)

第 20 条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上 30 名以内
- (2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、1 名を副会長、1 名を理事長、1 名を副理事長及び 1 名を専務理事とする。

3 前項の会長及び副会長並びに理事長及び副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

- 4 第2項の専務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第21条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、業務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括する。
- 3 副会長は、この法人を代表し、会長を補佐し業務を統括する。
- 4 理事長は、この法人を代表し、会長及び副会長を補佐し、業務を執行する。
- 5 副理事長は、この法人を代表し、会長並びに副会長及び理事長を補佐し、業務を執行する。
- 6 専務理事は、理事長並びに副理事長を補佐し業務を執行・総括する。
- 7 理事長並びに副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に3ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第23条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員及び監事の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のもの

に関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員及び監事の補欠として選任された役員及び監事の任期は、その退任した役員及び監事の任期の満了する時までとする。
- 4 役員及び監事は、第22条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬を支給することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、総会において定める総額の範囲内で別に定める報酬等の支給基準に従って支給する。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) 本法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第28条 本会は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本会は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によ

って、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第29条** 本会は、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

- 第30条** 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事の選定及び解職
 - (4) 第28条第1項に定める役員の実任免除

(種類及び開催)

- 第31条** 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度3ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 法令の定めるところにより、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第32条** 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長に事故あるとき又は欠けたるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、「一般社団・財団法人法」に関する第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第37条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金収入
- (2) 会費収入
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他

(資産の管理)

第38条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の決議による。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前

日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会に提出し承認を受けなければならない。

- 2 第1項の総会の承認を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の決議により行う。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て総会に提出する。第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告、理事及び監事の名簿を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第43条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(特別会計)

第44条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の決議を得て特別会計を設けることができる。

- 2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において、総正会員の過半数であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解散)

第46条 本会は、総会において、総正会員の過半数であって、総正会員の議決権

の3分の2以上の決議、その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第47条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、公益財団法人若しくは公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告方法)

第48条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故やその他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補則

(委員会)

第49条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会等を設置することができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査、研究又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

(事務局)

第50条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には所要の職員を置く。

(実施細則)

第51条 この定款の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

附 則

この定款は、この法人の設立登記の日（平成25年6月20日）から施行する。